

市では、平成20年3月、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるまち」をめざして、平成20年度から平成27年度までの8年間の計画期間として「指宿市男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、施策の推進に努めてきました。

通常であれば、本年度が基本計画期間の終了年度ですが、現在政府において、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、人口急減・超高齢化(いわゆる人口減少問題)という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう取組みを進めています。これらを踏まえ本市においても指宿市第二次総合振興計画の見直し及び指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が平成27年度中に行われます。

以上のことから、基本計画については、指宿市第二次総合振興計画の見直し及び指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略と十分に連携を図るため、基本計画期間を1年延長し、改定作業を平成27年度から平成28年度にかけて行うこととなりました。

### 【問い合わせ先】

市民生活部 市民協働課 パートナーシップ推進係  
電話 0993-22-2111(内線211・212)